

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成15年3月27日

住所 北海道北斗市七重浜一丁目8番1号

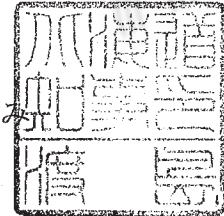
氏名 日本公防株式会社

代表取締役 葛西 祐康

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成15年3月27日	許可番号	渡環生第7-7号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 廃プラスチック類		
設置場所	北斗市七重浜一丁目8番1号		
処理能力	13.8t/日(8時間)、1.728t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成22年8月27日 許可証書換交付(代表者の変更)

(渡島総合振興局)

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成15年3月27日

住所 北海道北斗市七重浜一丁目8番1号

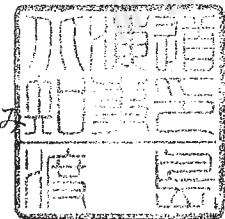
氏名 日本公防株式会社

代表取締役 葛西 祐康

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成15年3月27日	許可番号	渡環生第7-6号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破砕施設) 廃プラスチック類		
設置場所	北斗市七重浜一丁目8番1号		
処理能力	20t/日(8時間)、2.5t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	存 (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

平成22年8月27日 許可証書換交付(代表者の変更)

(渡島総合振興局)

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成19年5月29日

住所 北斗市七重浜1丁目8番1号

氏名 日本公防株式会社 代表取締役 葛西 祐康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 は る み



許可の年月日	平成19年5月29日	許可番号	石環生第1109号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第8号の2（木くずの破砕施設） 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	石狩市新港中央2丁目762番9		
処理能力	7.4t/日（8時間） 0.925t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

「平成22年8月25日 許可証書換交付」

（石狩振興局）

産業廃棄物処理施設設置許可証

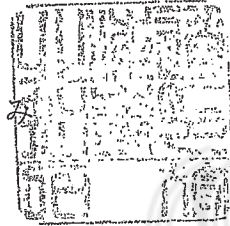
平成29年5月10日

住所 北斗市七重浜1丁目8番1号

氏名 日本公防株式会社 代表取締役 葛西 祐康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成29年5月10日	許可番号	石環生第605号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設（移動式）） 木くず。		
設置場所	・ 石狩市新港中央2丁目762番9 ・ 札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）		
処理能力	88t/日（8時間）、11t/時間		
許可の条件	1 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書を提出すること。 なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。 2 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書を提出すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(石狩振興局)